

武雄市立武雄市民病院の移譲に関する基本協定書

武雄市（以下「甲」という。）及び医療法人財団 池友会（以下「乙」という。）は、武雄市民病院移譲先公募要領（以下「公募要領」という。）に基づく移譲の条件等を遵守し、移譲を円滑に行うために、基本的事項について次のとおり協定する。

（移譲先）

第1条 甲は、公募要領に基づく選考により乙に武雄市立武雄市民病院を移譲する。

（病院の概要）

第2条 移譲する病院の概要は、次のとおりとする。

- (1) 名称 武雄市立武雄市民病院
- (2) 位置 武雄市武雄町大字富岡11083番地
- (3) 建物等 病床数 一般病床135床
医療機械備品類 乙が希望する場合については、別途協議する。

（移譲の時期）

第3条 移譲の時期は、平成22年2月1日とする。

（土地及び建物等の譲渡）

- 第4条 甲は、武雄市立武雄市民病院の土地を、不動産鑑定価格（平成20年6月10日鑑定）を基にして移譲直前に再鑑定した価格で、乙に売却する。
- 2 甲は、武雄市立武雄市民病院の建物等について、移譲直近に行う不動産鑑定による価格から解体費用を差し引いた価格で、乙に売却する。
 - 3 乙は、第5条の規定により移転新築する新築病院について、平成25年1月31日までに医療法に基づく構造設備使用許可を受け新築病院を開設することができない場合は、前項に規定する解体費用を甲に返還しなければならない。

（病院の開設・運営）

- 第5条 乙は、公募要領により提出した提案書の内容に沿って病院を開設し、運営しなければならない。
- 2 乙は、平成25年1月31日までに医療法に基づく構造設備使用許可を受け新築病院を開設しなければならない。
 - 3 甲は、武雄市企業立地等の奨励に関する条例（平成18年条例第161号）第3条に基づき、事業所の立地のための資料の提供、敷地の取得等事業所の立地に必要な措置について協力あつせんするものとする。

（市民病院職員の採用）

第6条 乙は、引き続き勤務を希望する武雄市立武雄市民病院の職員について、全員を採用しなければならない。

（移譲前における職員の派遣）

第7条 乙は、医師不足に対応するため第3条に規定する移譲の時期前において、武雄市立武雄市民病院に医師を派遣するものとする。

（協力義務）

第8条 甲及び乙は、公募要領、経営提案書等の内容を円滑に履行するため、相互に協力するものとする。

（その他）

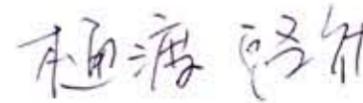
第9条 この協定に定めのない事項又は協定の変更若しくは疑義があるときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

以上本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保持するものとする。

平成20年7月28日

甲 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1

武雄市長




乙 福岡県北九州市門司区大里新町2番5号
医療法人財団 池友会

理事長